

## 工作物石綿事前調査者講習 受講資格

※以下の表の区分番号のいずれかに該当する方に受講資格があります。

別表1-2

区分番号	学歴等	実務経験年数 (卒業後)
1	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	—
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の過程又はこれに相当する過程を修めて卒業した者	工作物に関し、2年以上
3	学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した者	工作物に関し、2年以上
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した者(3に該当する者を除く。)	工作物に関し、4年以上
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	工作物に関し、7年以上
6	2. 3. 4. 5. に該当しない者	工作物に関し、11年以上
7	旧安衛法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	工作物石綿事前調査に関して5年以上
8		建築行政に関し、2年以上
9		環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して、2年以上
10	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	
11		労働基準監督官として、2年以上その職務に従事
12	2~11までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者 ※確認を取りますので、二週間前には書類提出をお願いします。 書類提出が直前、当日の場合は、試験に合格をしても無効になる場合があります。	

※「工作物に関して」の「実務の経験」には、工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。

**※申込み用紙に当てはまる区分番号をご記入下さい。**